

災害及び武力攻撃事態等における旧信越本線横川駅

軽井沢駅間トンネルの使用に関する覚書

安中市と軽井沢町は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に規定する武力攻撃事態等（以下「武力攻撃」という。）が発生した場合に、避難場所として旧信越本線横川駅軽井沢駅間トンネル（以下「トンネル」という。）を使用することについて、次のとおり覚書を締結する。

（使用手続）

- 第1条 軽井沢町は、災害又は武力攻撃が発生した場合に、避難場所としてトンネルを使用するときは、安中市に使用を願い出るものとする。
- 2 軽井沢町は、前項の規定により安中市に対して使用願いを行うときは、電話その他の早期に情報の伝達が可能な方法により行うものとする。

（使用判断）

- 第2条 安中市は、前条の規定により軽井沢町から使用願いを受けたときは、直ちに使用の可否を回答するものとする。

（使用時）

- 第3条 軽井沢町は、トンネルの使用について安中市の許可を得たときには、必要に応じ安全性を調査・確認した後に使用するものとする。
- 2 安中市は、トンネル使用の可否についての判断のみを行うものとし、安全確認等は行わないものとする。

（平時の備え）

- 第4条 軽井沢町は、災害又は武力攻撃に備え、平時からトンネルの安全性を調査・確認できるものとする。
- 2 軽井沢町は、軽井沢町内からトンネルに至るまでの、安中市所有の鉄道施設上の草木を必要に応じ除草・伐採できるものとする。除草・伐採後の草木は軽井沢町が安中市所有の鉄道施設外に搬出処理するものとする。
- 3 軽井沢町は、前二項の安全調査や除草・伐採作業等を行うときには安中市へ事前に通知するものとする。

（災害補償等）

- 第5条 軽井沢町は、軽井沢町による避難勧告等でトンネルに避難した者（以下「避難者」という。）が、その避難を原因として死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害を有することとなったときは、これらを補償するものとする。
- 2 軽井沢町は、避難者がトンネルに損害を与えたときや、トンネルの調査・確認時にトン

ネルに損害を与えたときは、安中市に対し損害を賠償するものとする。

(協議)

第6条 その他、この覚書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、双方の協議により定める。

平成29年8月1日

群馬県安中市安中一丁目23番13号

安中市

安中市長

長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2381番1号

軽井沢町

軽井沢町長